

<報道発表資料>

令和4年1月30日

在宅医療機関や介護事業所等向け暴力・ハラスメント等に関する専用相談窓口を開設します

在宅医療従事者、介護・障害福祉サービス事業所等職員が安心して働けるよう、患者・利用者やその家族等からの暴力行為、迷惑行為、ハラスメント等について相談できる専用相談窓口を令和4年12月1日（木曜日）から開設します。

● 埼玉県在宅医療暴力・ハラスメント相談センターの概要

1 専用相談窓口の名称

- ・埼玉県在宅医療暴力・ハラスメント相談センター

2 相談対象

- ・県内の在宅医療に携わる病院、診療所、歯科診療所、薬局、栄養ケアステーション、認定栄養ケアステーションの職員

3 相談内容

- ・患者・その家族等からの暴力・ハラスメント等に対する対応方法など

4 相談方法

- ・電話：048-783-5224

- ・WEBからの問合せ

<https://wcan-media.com/email-consultation-saitama1/>



5 相談受付時間

- ・月曜日～金曜日 9時～19時(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)

※WEBからの問合せは24時間毎日受付

● 埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センターの

概要

1 専用相談窓口の名称

- ・埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センター

2 相談対象

- ・県内の訪問介護・訪問看護事業所や、介護施設、障害児者施設の職員等

3 相談内容

- ・利用者・その家族等からの暴力・ハラスメント等に対する対応方法など

4 相談方法

- ・電話：048-783-5263

- ・WEBからの問合せ

<https://wcan-media.com/email-consultation-saitamafukusi/>



5 相談受付時間

- ・月曜日～金曜日 9時～17時(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)
※WEBからの問合せは24時間毎日受付

● 問合せ先

- (1) 埼玉県在宅医療暴力・ハラスメント相談センター

保健医療部医療整備課 在宅医療推進担当 吉川、小泉

電話：048-830-3545

- (2) 埼玉県介護・障害福祉事業所等暴力・ハラスメント相談センター

福祉部高齢者福祉課 介護人材担当 龍前

電話：048-830-3232

福祉部障害者支援課 地域生活支援担当 田中

電話：048-830-3317